

河村議員（共産党）

令和5年12月13日  
教育長答弁実録  
（教育委員会）

（問）学校給食費の無償化について

義務教育は無償であることを定めた憲法第26条、食育の推進を掲げている学校給食法に基づき、県立学校においては直ちに無償化するとともに、県内の学校にも対象を広げることを求めるが、教育長の所見を伺う。

（答）

学校給食は、学校給食衛生管理基準に基づき、おいしく、栄養バランスに優れ、児童生徒が満足できるように調理され、提供されております。

学校給食費の無償化につきましては、多額の経費負担を伴うことから、各自治体が個々に対策を講じるのではなく、国において一律に検討されるべきものと考えております。

今年度、国では、学校給食費の無償化に係る実態調査を実施し、さらに、より詳細な内容を把握するための追加調査も行われているところであり、今後、国において、課題の整理を行い、学校給食費の無償化の具体的な方策を検討することとされております。

こうしたことから、教育委員会といたしましては、国の動向を注視するとともに、全国都道府県教育長協議会等を通じて、学校給食の無償化について、引き続き国に要望してまいります。